

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に 関する法律施行令の一部を改正する政令（案）の概要

1. 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利
用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号。以下「デジタ
ル手続法」という。）の一部の施行に伴い、新設される認可制度に係る規定を整
備するほか、所要の規定の整備を行うもの。

2. 改正の概要

- デジタル手続法の一部の施行により、新たに総務大臣の認可を受けること
で、利用者証明用電子証明書の利用をした者が、地方公共団体情報システム機
構（以下「機構」という。）が当該電子証明書を利用できることとした利用者
本人であることの確認を、暗証番号の入力を要さない方法により行うことが
できるようになることから、当該方法により確認の業務を行う者（特定利用者
証明検証者）の認可に係る手続規定等を整備する。
 - ・ 特定利用者証明検証者が総務大臣の認可に係る確認の業務を廃止する場
合の総務大臣への届出手続について規定する。
 - ・ 特定利用者証明検証者が総務大臣の認可に係る確認の業務を廃止した場
合又は認可の取消を受けた場合の特定利用者証明検証者証明符号の消去義
務について規定する。
- 署名検証者及び利用者証明検証者となるための総務大臣の認定等に係る手
続規定等を整備する。
 - ・ 署名検証者及び利用者証明検証者となるための総務大臣の認定を受ける
際の申請手続について規定する。
 - ・ 署名検証者又は利用者証明検証者となるための総務大臣の認定の申請に
係る事項に変更があった場合の手続について規定する。
 - ・ 署名検証者又は利用者証明検証者となるための総務大臣の認定の更新を
受けようとする場合の手続について規定する。
 - ・ 署名検証者又は利用者証明検証者が機構から電子証明書の失効情報等の
提供を受けないこととする場合の機構への届出手続等について規定する。

- ・ 署名検証者又は利用者証明検証者が機構から電子証明書の失効情報等の提供を受けないこととした場合等の失効情報等の消去義務について規定する。

○ その他所要の改正を行う。

3. 根拠条文

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第72条

4. 施行期日

デジタル手続法の公布の日（令和元年5月31日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和2年5月下旬予定）

※ 但し、施行期日前に認定の取消しを受けた者又は認定の更新を行わず、効力を失った者についても失効情報等の消去義務の規定を適用する。